

宝山寺参道沿道建築物等修景事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒駅南口参道周辺地区街なみ環境整備事業計画(令和8年3月)の目的を達成するため、生駒駅南口参道周辺地区の景観の向上若しくは周辺景観との調和に資する修景整備を行う者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則(平成20年 生駒市規則第19号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1項に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物 生駒市景観条例施行規則(平成22年12月生駒市規則第28号)第5条第3項に規定する工作物をいう。
- (3) 建築物等 建築物、工作物及びこれらに附属する設備その他景観形成に影響を及ぼす物件をいう。
- (4) 参道 生駒市景観条例(平成22年12月27日 条例第34号、以下「条例」という。)第7条の規定に基づく景観計画において定められた景観形成地区のうち、宝山寺参道沿道地区(以下、「景観形成地区」という。)で定める道路をいう。

(補助金の交付対象となる者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、第5条に規定する補助金の交付対象となる修景整備(以下、「補助対象事業」という。)を実施しようとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市の市税を滞納していないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象となる建築物等)

第4条 補助金の交付の対象となる建築物等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 景観形成地区内にあること。
- (2) 国又は地方公共団体その他の機関から補助対象事業に対して別の補助金、助成金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと。
- (3) 過去に補助金の交付決定を受けた建築物等であって、第6条第1項各号に掲げる補助対象経費のうち、同一の補助対象経費に対して補助金の交付を受けていな

いこと。

- (4) 敷地内に建築物があるときは、景観形成地区に定める建築物の外壁に係る景観形成基準に適合していること。ただし、補助対象事業の完了時に適合させるときはこの限りではない。
- (5) 建築物等の所有者と当該補助対象事業を実施しようとする者が異なるときは、それぞれの所有者の同意を得ていること。
- (6) 建築物等に複数の所有者があるときは、所有者全員の同意を得ていること。
- (7) 建築物等が著しい老朽化、損傷その他の管理不全の状態にあり、早急にその安全性又は適正な維持管理を確保すべきと認められるものでないこと。ただし、補助対象事業の完了時までには当該状態を改善し、この要件に適合するときはこの限りでない。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、前条に規定する建築物等において行う事業のうち、生駒駅南口参道周辺地区の景観の向上若しくは周辺景観との調和に資すると市長が認めるものとする。

2 前項の補助対象事業は、参道から視認することができるものに限る。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物等修景費 次に掲げる経費の合計額
 - ア 建築物又は工作物の新築、増築、改築、修繕又は模様替に係る事業費のうち、外観の修景に要する経費
 - イ 屋外に露出する給排水設備、空調設備、電気設備、広告物その他景観を阻害する設備等の除去、隠ぺい又は改善に要する経費
- (2) 緑化修景費 土地に定着する植栽又は壁面緑化、その他周辺景観との調和を図るために要する経費
- (3) 照明修景費 外灯の新設、増設、移設又は景観に配慮した照明への改善その他周辺景観との調和を図るために要する経費
- (4) 景観設備修景費 次に掲げる経費の合計額
 - ア 屋外広告物の撤去、規模の縮小又は景観形成基準に適合する意匠への改善その他周辺景観との調和を図るために要する経費
 - イ 自動販売機の配置の改善、覆いの設置、外装の改善その他周辺景観との調和を図るために要する経費
 - ウ 駐車場に設置される設備の修景、配置の改善、色彩若しくは意匠の改善その他周辺景観との調和を図るために要する経費
- (5) その他修景費 前各号に掲げるもののほか、景観形成基準に適合し、又は景観

の向上若しくは周辺景観との調和に資すると市長が認めるものに要する経費

- 2 前項に掲げる経費のうち、景観の向上若しくは周辺景観との調和に資すると認められない装飾や素材等に係る高額な費用は、原則として補助対象経費に含まない。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の総額に、補助率（3分の2）を乗じて得た額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 同一の建築物等の補助対象事業に対する補助金の限度額は、100万円とする。

- 3 補助金の交付は、1件の建築物等について第6条第1項各号に掲げるそれぞれの補助対象経費につき1回限りとする。

(事前協議)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請前に市長と協議しなければならない。

- 2 前項に定める協議を行おうとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、市長が協議不要と認めるときはこの限りではない。

(1) 補助金の交付対象となる建築物等の位置図

(2) 参道から視認できることがわかる現況写真（カラーかつ整備箇所を明示したもの）

(3) 補助対象事業の工事等見積書の写し（補助対象経費について、数量、使用材料、寸法等を明記した内訳書を添付すること。）

(4) 補助対象事業の図面（平面図、立面図、断面図及び屋根伏図など、整備箇所を明示したもの）

(5) 第4条第1項第4号の基準を満たしていることがわかる現況写真（2方向かつカラー）

(6) 建築物等の所有者を証する書類（建物登記簿謄本等）

(7) 第3条の基準を満たしていることの誓約書

(8) その他市長が必要と認める書類

(景観アドバイザーの意見聴取)

第9条 市長は、必要と認めるときは、前条で協議のあった補助対象事業について、条例第22条に定める景観アドバイザーの意見を求めることができる。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業について、景観アドバイザーから補助対象事業に関する助言又は意見を受けることができる。

(交付の申請)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を事業契約の締結前に市長に提出しなければならない。ただし、第8条の規定による事前協議において提出し、内容に変更がないときは、その書類の提出を省略することができる。

- (1) 宝山寺参道沿道建築物等修景事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助金の交付対象となる建築物等の位置図
- (3) 参道から視認できることがわかる現況写真（カラーかつ整備箇所を明示したもの）
- (4) 補助対象事業の工事等見積書の写し（補助対象経費について、数量、使用材料、寸法等を明記した内訳書を添付すること。）
- (5) 補助対象事業の図面（平面図、立面図、断面図及び屋根伏図など、整備箇所を明示したもの）
- (6) 第4条第1項第4号の基準を満たしていることがわかる現況写真（2方向かつカラー）
- (7) 建築物等の所有者を証する書類（建物登記簿謄本等）
- (8) 第3条の基準を満たしていることの誓約書
- (9) その他市長が必要と認める書類
（交付決定及び通知）

第11条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否の決定をするものとする。

2 市長は、補助金交付決定を受けた者（以下、「交付対象者」という。）に対しては宝山寺参道沿道建築物等修景事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては宝山寺参道沿道建築物等修景事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による通知について、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付することができる。

（事業の変更及び申請の取下げ）

第12条 交付対象者は、補助事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、宝山寺参道沿道建築物等修景事業補助金交付変更申請書（様式第4号）に第10条に定める書類を添えて、変更に係る事業の着手前に市長に提出し、補助金の交付変更の通知を受けなければならない。ただし、変更のない書類の提出は省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請に対する交付の変更については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 交付対象者は、宝山寺参道沿道建築物等修景事業補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに宝山寺参道沿道建築物等修景事業補助金交付申請取下げ届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

4 交付対象者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 正当な理由がなく、補助対象事業を遅延し、又は中止したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又は市長が付した条件に違反したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

2 交付対象者は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還をしなければならない。

(実績報告)

第14条 交付対象者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して14日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月20日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業について契約をしているときは、工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象事業の領収書等(明細を記したものを含む。)の写し
- (3) 補助対象事業の完成写真(施工内容が確認できるもの。2方向かつカラー)
- (4) 補助対象事業の施工中の写真
- (5) 補助対象経費内訳書(数量、使用材料、寸法等を明記したもの)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、宝山寺参道沿道建築物等修景事業補助金交付額確定通知書(様式第7号)により交付対象者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、修景整備が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付)

第16条 前条の規定による通知を受けた交付対象者が補助金の交付を受けようとするときは、宝山寺参道沿道建築物等修景事業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前条の規定による請求があったときは、交付対象者に対し補助金を交付するものとする。

(建築物等の保全)

第17条 交付対象者は、補助金の趣旨を踏まえ、補助対象事業が完了した後10年間は当該補助金に係る建築物等の保全に努めなければならない。ただし、市長の承認を受けたときはこの限りではない。

2 交付対象者は、補助対象事業が完了した後5年の期間内において、補助金の交付を受けて事業をした建築物等を売却し、譲渡し、交換し、貸与し、解体し、若しくは担保に供するとき、又は当該建築物から転居するときは、あらかじめ市長へ報告しなければならない。

3 交付対象者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(賠償責任)

第18条 市は、補助金の交付に係る事業により生じた損害について、賠償の責を負わない。

(その他)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。